



平成 22 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 フジフーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大村 近三郎
(コード 2913)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 北條 和彦
(TEL 047 434 5085)

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
ならびに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 25 日付「定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式(以下に定義します。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)および普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会において平成 22 年 11 月 10 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の所有する全部取得条項付普通株式(自己株式を除きます。)を、平成 22 年 11 月 11 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 100 万分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式を交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくために、本日、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

当社定款の一部を変更し、普通株式とは別の A 種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第 171 条ならびに上記 および による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、A種種類株式を交付します。この際、株式会社Fホールディングスおよび有限会社富士エージェンシーを除く一般の全部取得条項付普通株主様（以下「一般株主様」といいます。）に交付されるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

種類株式発行に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第 2 号議案および本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会および本種類株主総会の承認可決により、平成 22 年 11 月 11 日に効力が発生します。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得は、全部取得条項に係る定款一部変更の効力が生じることを条件として、平成 22 年 11 月 11 日に効力が発生します。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる 1 株未満の端数については、会社法第 234 条第 2 項および第 4 項の定めに従い、裁判所の許可を得て当社がその合計額（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を買い取り、各株主様の保有する端数に応じて当該買取代金を分配する予定

です。

A種種類株式の買取金額については、各株主様に対する分配金額が、当該株主様が従前保有していた全部取得条項付普通株式の数に500円(株式会社Fホールディングスが当社普通株式に対する公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額となるように設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

(4) 取得日

平成22年11月11日

上場廃止の予定

上記の定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の定めるJASDAQ等における株券上場廃止基準の特例に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成22年10月5日から平成22年11月5日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年11月6日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要(予定)

整理銘柄への指定	平成22年10月5日(火)
定款変更に関する通知公告(全部取得条項設定に関する事項)及び全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成22年10月6日(水)
当社普通株式の売買最終日	平成22年11月5日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成22年11月6日(土)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の基準日	平成22年11月10日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成22年11月11日(木)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成22年11月11日(木)

以上